

寺尾中学校 部活動活動規約

1 性格

- ① 共通の興味・関心をもった希望生徒が保護者の承認を得て活動する。
- ② 学年・学級・男女の別を問わない。
- ③ 文化的・体育的な活動とする。
- ④ 部活動は学校教育の一環である。

2 目標

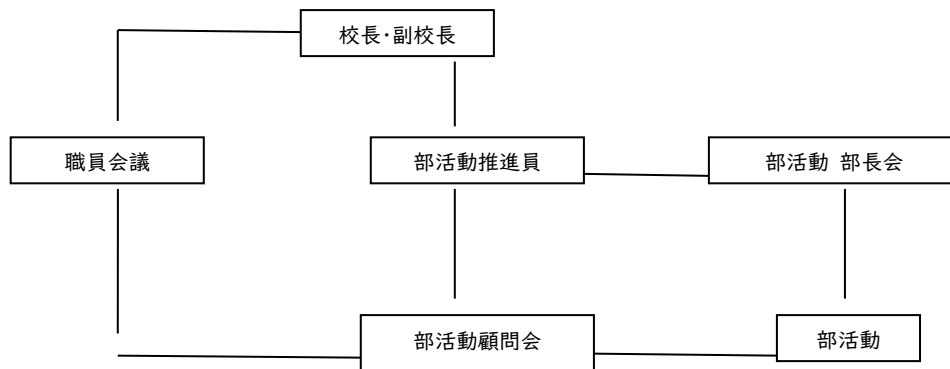
顧問教師と部員相互が、共通の興味・関心を追及する上で、人間的な触れ合いを持ち、望ましい集団生活を通して心身の調和的な発展を図るとともに、健全な社会生活を営む上に必要な資質を養う。特に体育的部活動では、合理的な運動の実践を通して強靱な身体を養い、技術の向上を図る。

3 ねらい

- ① 共通の興味・関心の追求を通して楽しく豊かな共同生活を築く態度を養う。
- ② 顧問と生徒、学年を越えた生徒間の望ましい人間関係を育てる。
- ③ 創意工夫して積極的に活動する態度を養う。
- ④ 自己の能力や技術のより一層の伸長を図る。

4 活動細則

(1) 部活動運営上の組織



- ① 活動の顧問は、顧問となる職員の意志を十分に尊重し、原則として本校に在籍する職員が校長の委嘱のもとに、全員で行われる。(原則全員顧問制)
- ② 各部の顧問の決定は次のような手順で決定していく。
 - ・年度内に顧問の調整を図り、決定していく。
 - ・次年度転任者には、年度の初めに調整を図る。
- ③ 各部の顧問の中より1名の代表者を選出し、顧問代表者会とする。
- ④ 顧問代表者会は部活動の運営について検討し、諸問題の解決を図る。

(2) 部活動の全体運営

- ① 基本的な事項は、顧問代表者会の決定を受け職員会議で決定していく。
- ② 生徒の共通の興味・関心を追及・発展させ、顧問の指導の下に展開され成立するものとする。
- ③ 部活動の創部については、次の条件を満たすものとする。
 - (ア) 入部を希望する生徒がいること(十分に活動ができる人数)
 - (イ) 顧問になる本校職員が在籍していること。
 - (ウ) 学校にある施設(またはそれに類する施設)で活動ができ、部費等の負担する額が大きくなりすぎないもの
 - (エ) 現在、存在する部活動とともに活動していくことができること。
 - (オ) 長期的かつ継続的な活動ができること。条件を満たした後に、部活動顧問代表者会で承認を得る。その後、職員会議で決定を行う。1年間の試行期間を経て、部として認めていく。
- ④ 活動の存続
 - ・顧問の調整がつかず、活動ができない場合は、在籍する生徒が卒業するまでは顧問会の扱いとし、活動を保証する。
- ⑤ 運営費
 - (ア) 部費の徴収は、各部独自の計画に基づいて決定する。ただし、金額は、年度当初に決定し、顧問会を通して管理職に報告する。
 - (イ) 部費の会計報告は、各部において顧問が保護者に報告する。

5 入退部・継続

- ① 希望生徒と保護者が「部活動登録・継続カード」に年ごとに申し込み、顧問が認めたときに入部。継続することができる。
- ② 何らかの理由で退部を希望する時は、退部を希望する部活動の顧問と相談の上、「部活動登録・継続カード」の退部の欄に保護者確認印を押して、退部を希望する部活動の顧問に提出する。
- ③ 以下のような状態の場合も、顧問は生徒及び保護者にその状況を通知し、充分に面談したのち、保護者了解のもとに退部させることもある。

- ・顧問に無断で部活動を欠席し、その期間が一カ月以上続いている。
- ・やる気がなく継続の意志が見られない。
- ・部の活動に著しく支障をきたす。

- ④ 2、3年生で、新年度部活動の継続を希望する場合も、年ごとに「部活動登録・継続カード」を必ず提出し、継続手続きをとる。

「部活動登録・継続カード」が未提出の場合、原則、「退部」となる。しかし、顧問は必ず本人・家庭に連絡し相談する。

- ⑤ 他の部活動と重ねて入部するときには、互いの活動ができることを条件に顧問の許可を得て行う。
- ⑥ 新入生は仮入部許可願の申し込みにより、4月～5月の一定期間仮入部することができる。ただし活動は16時45分までとし、17時には下校すること。また、朝練や休日、校外での活動には参加できない。活動内容に関しては、2、3年生と同じメニューにせず、軽いものにする。仮入部活動後、部長は顧問に1年生活動終了の報告を行うこと。

<令和3年度>

- ・新入生仮入部期間 4月20日(火)～4月30日(金)
- ・新入生本入部受付 4月20日(火)以降随時

6 活動

- ① 部活動は授業や学校行事、学級活動、生徒会活動などに支障がない範囲で活動する。
(重なる場合は、そちらを優先させる)
- ② 日常の活動は、各部活動の計画に基づいて行う。
- ③ **入学式、卒業式、体育祭、文化祭などの学校行事当日やその前日の午後の活動は原則として行わない。**
- ④ 原則として、顧問がいなければ活動できない。出張等やむを得ない理由で不在の場合、代理の顧問の指示により活動できる。
- ⑤ 休日の活動(校内)は事前にその計画書を提出し、職員室入ってすぐのホワイトボードに明記する。
- ⑥ 校外での活動の場合は、必ず校外引率届を提出すること。
- ⑦ 部活動が認められない日と、特別練習について

活動が認められない日	活動が認められる条件(特別練習)
・定期テスト3日前から ・全国、市学力学習状況調査日の朝	・保護者の承認と管理職の了承を得た場合。
・一斉下校日	・顧問が割り当ての調整を行い、できる限り朝練での活動にすること。
・長期休業中の出勤日	・朝(7:00~8:30) 夕(17:00~18:00) 勤務時間外の活動であれば可とする。
・宿泊行事前後の健康観察	・原則として、健康観察を優先するが、 公式戦またはそれに準ずる大会等 であれば可とする。
・職業体験、遠足等	・ 週末に、公式戦またはそれに準ずる大会等 があれば可とする。

- ・いずれの場合も、**保護者の承認と管理職の了承**を得ること。さらに、**特別練習の申請書を管理職に提出**することを条件とする。了承を得たら、部活動推進の職員に伝える。
- ・公式戦またはそれに準ずる大会とは、中体連主催、中体連主催の大会に影響を与える大会、文化部におけるコンクール等を指し、**6日前から**申請することができる。
- ・各部の顧問の適切な判断のもと特別練習を設定すること。
- ・以上に書かれている内容に該当しない場合等、判断が難しいケースなどの時には、必ず部活動推進委員、管理職に相談すること。
- ・活動時間は、いずれの場合も、**2時間程度**とする。

7 活動時間

- ① 活動時間は下記の通りとする。(日の出、日の入りの時間により、変更することもある。)

朝練	7:00以降に登校	8:15終了
放課後	3~8月	17:45終了 18:00下校
	9月	17:30終了 17:45下校
	10月、2月	17:15終了 17:30下校
	11月~1月	16:45終了 17:00下校

- ② 土・日・祝日のについて

第二グラウンドは、民家が隣接しているため 10時から使用する。

8 登下校

- ① 買い食いや食べ歩きは、原則として認めない。
- ② 登下校時は自宅・学校間で寄り道をしない。
- ③ 登下校時は交通安全に十分注意する。また、登下校指導を行っている職員の指示に従う。

9 対外行事への参加

部活動は、校長の認めた対外行事(大会、コンクール等)に、学校代表として参加することができる。

10 施設・用具の管理

- ① 授業等の支障がない範囲で共同使用する。使用の際は、顧問が管理し使用前と同様に返却する。破損等については、使用した部の責任において対処する。
- ② 部の施設・用具は、責任をもって顧問が管理する。
- ③ 施設の消灯・施錠については、責任をもって顧問が管理する。
- ④ 部で使用する体育館・校舎・グラウンド・格技場等は、使用する部活動で定期的に点検や整備をする。

11 事故・障害

- ① 部活動中の事故防止については、細心の注意を払う。
- ② 部活動中に事故があった場合は、最優先で対処し養護教諭の指示をうける。怪我の状況により、病院の治療が必要な場合は、校長に連絡し、保護者との連絡を取りながら、病院の手配をし、治療を受ける。顧問は生徒災害報告書を記入し、日本スポーツ振興センターの適用を受けられるようにする。
- ③ 顧問の障害については、公務災害を適用する。
- ④ 原則として、運動部の生徒は中学校スポーツ大会賠償保険に加入する。

12 外部コーチ、OB 指導者について

年度当初に外部コーチ・OB 指導者名簿を作成する。

13 その他

- ① 各部は貴重品の管理について十分注意し、必ず活動場所に持っていく。
- ② 昼食は部で定められた場所、または顧問の指示された場所で取る。
- ③ 外出してのパン、飲み物、その他の購入は禁止する。
- ④ 運動部の活動時の服装は、体育時のものか、部のユニフォームまたはそれに準じ、顧問が許可したものとする。
- ⑤ 鍵は、各部で責任をもって管理する。鍵の施錠、解錠は職員が行う。
- ⑥ 部の活動の範囲で、学校や部活動の決まりに反する行為がみられた場合は、各部顧問が、責任をもって対処する。著しい場合は、顧問代表者会で対処を検討する。

- ・外でのトレーニングメニューも、顧問の指示を充分に受けてから実施する。
 - ・ランニング中に滑りやすい状況が生まれる時は、ダッシュなどのメニューは控える。
 - ・外でのランニングの方向を、**反時計回りに限定**してください。(R2 改正)
- (なお、1年校舎周囲のランニングはなしにしてください。)

14 活動場所について

○第一グラウンド(朝練習・放課後ともにはローテーションで使用する)

朝練習 放課後	野球・ソフトテニス・サッカー・陸上競技
------------	---------------------

○第二グラウンド(バスケットとテニスで相談して使用する)

	月	火	水	木	金
放課後	バスケ・テニス				

※第二グラウンドでの朝練習は、民家が隣接しているために禁止されています。

○体育館(放課後はローテーションで使用する)

	月	火	水	木	金
朝練習	女バレ	バスケ	バド	体操	男バレ
放課後	バレエ・バスケ・バド・卓球・体操				

○校舎周辺

部活動	活動場所	部活動	活動場所
柔道	格技場	吹奏楽	講堂、他教室
体操競技	格技場・格技場前 体育館	漫画イラスト研究	漫画イラスト研究部 部室
水泳	プール、格技場前	美術	第一美術室
		影絵	第二美術室
		合唱	第一音楽室
		パソコン	パソコン室
		園芸	11組
		英語	数学少人数(3号館1階)
		将棋	英語少人数(3号館2階)

15 資料

○仮入部許可願

仮入部許可願(参加承諾書)	
_____部 1年 組 番 生徒氏名	
本校の部活動の主旨に賛同し、仮入部させたいと思いますのでよろしくお願いいたします。	
活動日(参加する日を○で囲んでください)	
20日(火) 21日(水) 22日(木) 23日(金) 26日(月) 28日(水)	
令和3年4月 日	
保護者氏名 _____	印 _____
住 所 _____	
電話番号 () _____	
※基礎疾患やアレルギー等、健康面で相談したいこと、配慮してほしいことがありましたらご記入ください。	

16 表彰

① 朝会において、生徒が登壇して表彰を受ける場合は、以下の場合とする。

○区大会レベルの場合

・団体のみ、個人は紹介

○市大会より上位の大会

・団体、個人両方を行う

② 区大会レベルにおける個人の表彰について、昼放送を利用することを可とする。

※ 平成30年4月1日 「6活動」一部改正

※ 平成31年4月1日 「16表彰」追加

※ 令和2年 「13その他」 外周について 改正